

幼児教育・保育の無償化に伴う保育給食費(副食費)の取扱いについて

1 要旨

本年10月から施行予定の「幼児教育・保育の無償化」に伴い、これまで保育料に含まれていた保育給食費(副食費)が無償化の対象外となるため、次のとおり実費徴収を行います。

2 内容

「幼児教育・保育無償化」では、3歳から5歳児の保育料及び0歳から2歳児の住民税非課税世帯の保育料が無償となるほか、幼稚園や認可外保育施設においては、それぞれ上限の範囲内において利用者の負担が軽減されます。

しかしながら、これまで保育料に含まれていた保育給食費については、無償化の対象外となり、実費徴収を行う必要があります。

(1) 保育給食費の徴収対象者

3歳児以上の園児(1号認定と2号認定)で、かつ年収360万円以上相当世帯の第1子・第2子とします。

(2) 徴収額(月額)

給食提供には賄材料費のほかに光熱水費や人件費など多くの費用が必要となりますが、徴収額の算定には賄材料費のみを算定のための費用とし、提供する配食数により算出します。保護者の皆様の負担が大きくなるように、必要最小限の実費徴収となるよう配慮し、月額により納付していただきます。

ただし、1号認定園児については、夏休み等により提供食数が異なるため、7月・8月・12月・3月の徴収月額は、日割り計算とします。

ア 令和元年度

現小学校給食費と小学校分賄材料費を勘案し、保育施設賄材料費から1食分の単価を算出した上で、徴収月額を決定しました。

○令和元年度(令和元年10月～令和2年3月分)

1食あたりに要する費用	1人あたり年間給食提供数	徴収月額
155円	× 227食	÷ 12月 = 2,900円

イ 令和2年度

保育施設賄材料費の過去3年分の平均額と年間配食数から1食分の単価を算出し、徴収月額を決定しました。

○令和2年度(令和2年4月～令和3年3月分)

1食あたりに要する費用	1人あたり年間給食提供数	徴収月額
187円	× 227食	÷ 12月 = 3,500円

3 周知方法

保育施設入園児保護者の皆様には、保育給食費に関するチラシを9月上旬に配布しました。また、9月広報紙に保育無償化と保育給食費の徴収に関する記事を掲載しました。